



事務連絡  
平成28年7月29日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

### QMS調査におけるISO 13485の改訂の取扱いについて

「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」（平成16年厚生労働省令第169号。以下「QMS省令」という。）第2章とISO13485:2003の各要求事項との整合については、「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の改正について」（平成26年8月27日付け薬食監麻発0827第4号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）及び「QMS調査要領の制定について」（平成26年10月24日付け薬食監麻発1024第10号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）により取扱い等が示されているところです。

今般、平成28年3月1日付けでISO13485:2016が発効し、ISO13485:2003からの移行期間は発効日から3年間とされたことから、QMS省令第2章の規定とISO13485:2016の各条項の関係について、下記のとおり取り扱うこととします。貴管内の関係業者、関係団体等に対し、その旨周知いただきますよう御配慮願います。

なお、本事務連絡の写しを各地方厚生局、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、一般社団法人日本医療機器産業連合会、一般社団法人日本臨床検査薬協会、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会、欧州ビジネス協会医療機器委員会、欧州ビジネス協会臨床検査機器・試薬（体外診断）委員会及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会宛て送付することとしています。

### 記

ISO13485:2016は、ISO13485:2003で規定されていたプロセスアプローチに基づく品質管理監督システムによる管理及びそれを構成する基本的な要素が変更されたものではないことを踏まえ、ISO13485:2016に基づき適切に製造管理及び品質管理が行われている場合は、当面の間、QMS省令第2章に適合しているとみなすものとする。